

「御役用控」 享保 13 年(1728)

橋本家文書(198806-3335-1)

御調郡尾道町の御用留である「御役用控」に記載された銀札（広島藩札）の発行・引替えについて定めた通達（写し）の一部。

享保 15 年（1730）9 月，幕府による藩札通用解禁を受けて藩札発行を行った際の通達で，10 月に出されたもの。この時の札元（発行元）は，広島城下の塩屋町・三原屋清三郎，平田屋町・三原屋小十郎，橋本町・伊予屋吉左衛門の 3 名で，いずれも十人扶持を与えられた商人であった。

この通達では，正貨を銀札に引き替える際は，銀子 100 匁を銀札 101 匁に引き替えることとし，逆に銀札を正貨に引き替える際は，銀札 102 匁を銀子 100 匁に引き替えることとしている。こうして，正貨の藩庫への流入を促し，流出を抑えようとしたのである。

